

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会10	<p>■定型文「ご意見として承らせていただきます」</p> <p>障がい福祉室の1月9日の回答のように、「ご意見として承らせていただきます」という定型文による回答を吹田市はよく行いますが、これは回答になっていないことをここに明らかにしておきます。</p> <p>例えば以下の例を考えてみます。 市民「A公民館は、先日、開館日なのに閉まっていた」 市役所「ご意見として承らせていただきます」</p> <p>これは回答になっていません。 問題が起きたとき、求められる対応は、 ・事実確認……本当に開館日なのに閉まっていたのか ・原因の説明……なぜ閉まっていたのか ・解決策の約束・実行……同じ問題を起こさないためにどうするかです。 上記の市役所はそれらに何も回答していません。問題を解決する意志がないと受け取れます。</p> <p>■循環論法</p> <p>また、市役所は以下の構文もよく使います。地域自立支援協議会の件についても、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民が質問Aをする 2. 市が回答になっていない発言Bをする 3. こちらが正しい回答を求める 4. 市は「Bで回答済み」と答える <p>これは、Bが正しいことを証明していません。循環論法(論点先取)という詭弁です。</p> <p>■対話拒否</p> <p>以上の2点を多用する障がい福祉室の対応は明確な対話拒否です。これは障がい福祉室の行為に正当性がないことを示しています。正しいなら公然と説明できる筈だからです。</p> <p>--</p> <p>【質問】 さて、障がい福祉室はこれまでの回答で「会議を改善する」とは述べています。では、会議が改善したことを私が、 ・いつ ・どのように 確認できるのか。 市が公式に述べている「改善」が、どのように担保され、検証可能となるのか、ご教授ください。</p>	<p>地域自立支援協議会全体会議の改善の取組及び確認する方法といたしまして、以下の2点をお示しします。</p> <p>1 次期障がい者計画・障がい者支援プラン策定に向けた地域自立支援協議会全体会議と障がい者施策推進専門分科会との連携の取組【確認する方法】市ホームページに掲載の令和7年9月2日の地域自立支援協議会全体会議の議事要旨の6備考部分、資料9-7作業部会の設置について及び障がい者週間・地域自立支援協議会・障がい者施策推進専門分科会合同シンポジウムチラシによりご確認いただけます。</p> <p>詳細につきましては、下記URLをご参照ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1018688/1040772.html 次期障がい者計画・障がい者支援プランの策定に向け、両会議体の更なる連携に取り組んでまいります。</p> <p>2 地域自立支援協議会全体会議と当事者会、専門部会等が一体となって議論を進める取組 【確認する方法】本年3月末に地域自立支援協議会全体会議の開催を予定しております。これまでの行政からの報告主体の会議ではなく、当事者会、専門部会等会議参加者が互いに情報を共有し、活発に議論が進む運営に取り組みます。 会議終了後、市ホームページに議事要旨及び資料を掲載いたします。</p> <p>なお、これまでの地域自立支援協議会の成果について、 〇〇様と本市とで見解の相違があることから、 〇〇様のおっしゃる改善を担保するものでないことは ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R8.1.19	R8.2.2

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2	C112-「今季“最長で最強の寒波”襲来の報道で“水道管の凍結に注意”の周知が必要。」	<p>標題について、1月16日に気象庁から、低温と降雪量に関する早期天候情報が発表。“来週は鍋底寒波が襲来へ、厳寒と大雪”の報道があり、また大寒の20日、数年に一度レベルと言われる“今シーズン最長の寒波”が日本列島を…の報道がTVやネットで有りました。</p> <p>・近隣の自治体では、HPで“水道管の凍結に注意”を住民に周知されており、吹田市においても市民に周知が必要と思います。</p> <p>⇒添付画像。C112-天気予報-気温。1月21日～27日。最低気温が0度～マイナス1度。</p> <p>⇒添付画像。C112-水道管の凍結に注意。7つの自治体のHP</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>平素は本市水道事業に御理解と御協力を賜わり厚くお礼申し上げます。</p> <p>寒波に伴う水道管凍結注意の広報につきましては、令和8年1月22日(木)に本市におきまして低温注意報が発令されたことを受け、本市ホームページにおいて「水道管の凍結に御注意ください!」という件名でお知らせを掲載し、併せて水道部公式SNS(X)におきまして発信しているところです。</p> <p>今後も「水道」に関する広報に努めてまいります。</p>	水道部 総務室	R8.1.21	R8.2.2
3	江坂駅周辺の道路利用について	<p>①路上喫煙について</p> <p>〇〇の前にて周辺の会社の人かと思われる方が大量に喫煙をされております。この場所は市の条例で指定されている喫煙禁止エリアかと思われますので注意喚起をお願いしたいです。話し声も大きく煙も蔓延し、吸い殻も多数見られ迷惑をしております。</p> <p>②路上駐車について</p> <p>〇〇の駐車場のスペースが狭く、駐車している車のほとんどが大きく道路にはみ出してあります。この周辺の道路は交通量、歩行者も多いことから駐車場から車のはみ出ていることでとても危険な状態となっておりますので行政からの指導をお願いいたします。</p>	<p>①路上喫煙について</p> <p>ご指摘いただいた場所は、吹田市環境美化に関する条例に基づき、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定されております。当室の路上喫煙防止啓発員が巡回を行い、条例違反行為に対し、指導及び啓発を行います。</p> <p>ただし、個人や法人の敷地内については条例の対象外になりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>(担当:環境政策室)</p> <p>②路上駐車について</p> <p>道路へのはみ出し駐車につきましては交通規制を所管する吹田警察署に情報を提供してまいります。</p> <p>(担当:総務交通室)</p>	環境政策室、総務交通室	R8.1.21	R8.2.2
4	C113-「阪急バス停“片山小学校前”のすぐ後ろの“市民病院へ”の案内看板」の抹消が必要。」	<p>標題について、“旧市民病院”は、2018年12月にJR岸辺駅北側へ移転、7年余りが経過で無用。</p> <p>1)抹消が必要。代わりに近隣の公共施設の片山地区公民館、朝日ヶ丘児童センター、杉の子学園、わかたけ園などの施設名の記載が有れば、良いと思います。</p> <p>2)当該の案内看板は、片山小学校・片山幼稚園の擁壁に取り付けられており、市職員の方々が毎日の通勤時に見ておられるのに、何故、気づいて対処がされていなかったのでしょうか？</p> <p>⇒添付画像。C113-旧市民病院案内看板とバス停</p> <p>※市議会の文教市民常任委員長、ならびに人事室に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>案内看板につきまして、旧市民病院に関する内容が含まれているため撤去いたしました。</p> <p>この度は貴重な御指摘をいただき、お礼申し上げます。</p>	健康まちづくり室	R8.1.21	R8.2.2

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	C114-「吹田市HP(Top頁)の市役所正面入口の“門松画像”の差し替えが必要。	<p>1) 標題について、今日は1月21日です。1月15日には“とんど(左義長)”が行われ、松の内も過ぎております。</p> <p>2) 市役所正面入口の“門松”は、松の内が過ぎたら、どのように処理をされているのでしょうか？。神社に納められているのでしょうか？。 ⇒添付画像。C114-吹田市役所の門松。とんど</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1) について 市ホームページトップページの門松画像について、差し替えを行いました。 ご指摘いただきありがとうございます。 (担当: 広報課)</p> <p>2) について 業者にて分別のうえ廃棄処分しておりますので、神社には納めておりません。 (担当: 総務室)</p>	広報課、総務室	R8.1.21	R8.2.2
6	C115-「冬季オリンピックに初出場される“〇〇”選手を市民への紹介と応援」を提言。	<p>標題について、2026年ミラノ・コルティナ冬季オリンピックが2月6日から開催されますが、吹田市内の〇〇の社員である“〇〇”選手(初出場)が、1月20日に代表選手として発表されましたが、吹田市のHPでの紹介が有りませんので、よろしくお願いたします。 ⇒添付画像。C115-ミラノ五輪代表選手の発表記事(部分)。読売新聞、TBS</p> <p>⇒添付画像。C115-日本スキー連盟。“〇〇”選手プロフィール。 ⇒添付画像。C115-“〇〇”選手プロフィール。〇〇高卒</p> <p>・吹田市内には、〇〇高卒(創立から80年あまり)の方が多くおられますので、応援を期待。⇒ベビームーブ時には、1学年で1,500人前後の生徒(伝聞情報)。</p> <p>・NHKが1月14日と21日の2回、TV(ほっと関西)で、モーグル競技での工夫の技と吹田市内の神社に参拝の様子が放送されました。 ⇒添付画像。C115-NHKTV放送予告。“〇〇”選手</p> <p>・〇〇は吹田市〇〇に本社があり、スーパーは北摂地域では約20店舗(市内に6店舗)あり、吹田市民の認知度も高いです。 〇〇さんからは、吹田市の福祉施設の子供や障がい者へ、スイカ・みかん・ケーキなどが毎年、寄贈されております。 ⇒添付画像。C115-〇〇さんから吹田市の後藤市長への寄贈時の画像。</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長ならびに秘書課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>現在、吹田市ホームページにて2026年ミラノ・コルティナ冬季オリンピックに出場する吹田市ゆかりの選手を紹介しております。</p>	文化スポーツ推進室	R8.2.2	R8.2.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	C110-「トークと朗読劇(「輪島『あけましておめでとう』が消えた日)」を観ての提言	<p>標題について、朗読劇が1月13日、14日に行われましたが、市HP-新着情報⇒イベントカレンダーならびにメイシアターのイベントカレンダーには、記載がありませんでした。</p> <p>1)原因は、人為的なミスなのか、システム上でのミスなのか教えて下さい。また今後はどうされますか？</p> <p>⇒添付画像。C110-「トークと朗読劇のお知らせ」。吹田市HPのイベントカレンダーに無し</p> <p>⇒添付画像。C110-「トークと朗読劇のお知らせ」。メイシアターのイベントカレンダーに無し</p> <p>※講演日が近づくと、日にちの確認。直前には、開演・開館時間の確認。会場をフロアマップで位置・ELの確認などで困ります。</p> <p>2)1月18日に標題のサイトを再度、見たくてHPを検索しましたが、削除されており見れませんでした。⇒主管部所の危機管理室は何故削除されたのでしょうか？</p> <p>※トークと朗読劇が終わった時には、観客席(約400人)の方々からの拍手が鳴りやまない状況、中には涙しておられる方も見ました。後日、友達との会話で市HPを探しましたが、削除されており、また当日、壇上で後藤市長様の輪島市への支援提携の経緯の話もあったことから、非常に残念感が残っております。</p> <p>⇒添付画像。「C110-トークと朗読劇のお知らせ」のサイトが、市HPから削除で見れません。</p> <p>・削除されると、吹田市が輪島市への支援情報の歴史が一つ無くなってしまいます。また今日は、吹田市の一斉防災訓練の日です。朗読劇が平日でもあった事で観劇できなかった方で関心がある方がおられたかもしれません。後日、市のHPを検索しても見る事が出来ない事になります。</p> <p>3)上記の2点について、HP担当の広報課の見解をお願いいたします。</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長および秘書課長様に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1について メイシアターへ掲載依頼していなかったため、当該カレンダーに掲載されておりませんが、ホームページ、市報等、複数の媒体で周知していることも踏まえ、十分な周知は図っております。</p> <p>市ホームページにつきましては、イベントページとして設定されていなかったため、イベントカレンダーに表示されませんでした。</p> <p>イベントページ情報での掲載につきましては、今後は多くの方が参加できるようにイベントについて、登録検討をしていきます。 (担当:危機管理室)</p> <p>2について 当該イベントについては、朗読劇「輪島『あけましておめでとう』が消えた日」実行委員会が主催であり、本市は共催の立場となっております。</p> <p>共催という立場で、実施日までの期間を設定して、本市ホームページ等でも掲載しておりました。いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。 (担当:危機管理室)</p> <p>3について (1)本市ホームページシステムでは、ページ作成時にイベントページとして設定したものがイベントカレンダーに表示される仕様になっています。ご指摘のページはイベントページとして設定されていなかったため、イベントカレンダーに表示されませんでした。</p> <p>(2)イベントページの開催終了後の公開期間については、イベントの内容に応じて各所管で個別に判断し、設定を行っています。 (担当:広報課)</p>	危機管理室、広報課	R8.1.19	R8.2.6

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	認可保育園・認可外保育園の補助・こども医療費について	<p>1. 認可保育園について 次年度4月入園の申し込みをしましたが、自身含めまわりにも全て落ちている家庭があまりにも多い印象です。認可だけでなく認可外の保育所の数もあまりにも少ないです。徐々に増やしていると思いますが、今入所できずに困っている家庭を救うにはこのスピード感では遅いと思います。自分自身も保育園に入所できなければ仕事を辞めなければなりません。</p> <p>2. 認可外保育園の補助について 上記とおり認可保育園の入所が厳しい現状にも関わらず、2歳までは非課税世帯以外は認可外保育園の保育料の補助が無いことが非常に不満です。昨年度まで住んでいた東京都では認可と認可外の差額の補助がありましたし、そもそも直近では保育料も無償化されています。もっとこの部分に財政を回してほしいです。</p> <p>3. こども医療費について 1回の受診で500円かかることに驚きました。無償にしてください。</p>	<p>1. 認可保育園について 保育提供量の確保方策につきましては、「吹田市こども計画(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))」に位置付け、市域を3区分した教育・保育提供区域ごとの需給状況により、必要に応じて保育所等を整備するなど計画的に進めています。 令和8年4月には、民間の保育所1施設、小規模保育事業所3施設を開設予定です。 なお、本計画の修正案(※現在、見直し作業に着手しています)では、保育ニーズの上振れを見込み、さらなる施設整備等を掲げております。 (担当:保育幼稚園室)</p> <p>2. 認可外保育園の補助について 認可保育所に通う0～2歳児も、保育料を負担していることとの均衡を踏まえ、本市では認可外保育所に通う0～2歳児への無償化の取組みは行っておりません。 御意見につきましては、今後の子育て世帯への支援施策の参考とさせていただきます。 (担当:保育幼稚園室)</p> <p>3. こども医療費について 本市の子ども医療費助成制度において、医療機関を受診されたときの一部自己負担額として、医療機関ごとに1日500円の自己負担をいただいておりますが、これは、限られた財源の中で広く子育て世帯への助成を継続するため、医療の適正な受診や受益と負担の観点から設けているものでございます。 なにとぞ御理解賜りますようお願いいたします。 (担当:子育て給付課)</p>	保育幼稚園室、子育て給付課	R8.1.26	R8.2.6
9	小学生の夜間練習について	<p>確認させてください。 総合運動場は月曜と隔週金曜の20時から一般開放していますが、よく小学生が21時まで陸上の練習で利用しています。 2026年1月23日の20時30分頃も集団で練習をしていました。</p> <p>大阪府は夜間に外出させない保護者の努力義務を掲げていますが、吹田市は何故容認しているのでしょうか？ 「保護者は、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。【条例第25条】」</p> <p>保護者が同伴しているのはわかりませんでした。 20時以後は小学生の利用は睡眠時間の確保や翌日の学業への影響を考えると禁止にすべきではないでしょうか？ また利用を認めるのであれば、保護者も同意書を記入するなどの対応が必要ではないでしょうか？ 大阪府の条例に反してる理由も知りたい。</p>	<p>18時以降の小中学生の利用につきましては、保護者または付き添いの大人がいなければ利用できないようにしております。また、小中学生が施設利用中につきましても保護者または付き添いの大人はグラウンドかスタンドにて観覧いただいております。</p>	文化スポーツ推進室	R8.1.26	R8.2.9

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	こどもの居場所について	<p>前回の当方からの質問にお答えいただけていないため、再度質問いたします。</p> <p>なぜマンションばかり建設するのでしょうか。</p> <p>後藤市長がインフラ関係の部署のご出身だからでしょうか。</p> <p>この質問について子育て政策室では回答できないということであれば、所管の室からの回答を求めます。</p> <p>また、「今後も引き続き、市域全体で既存の社会資源の活用などを検討してまいります。」とご回答いただきましたが、おそらく千里山地域では最大規模の集合住宅である〇〇の建設に当たり、こども(特に平日の放課後児童の居場所)に関してどのような検討をされ、その結果、どのような施策を講じられたのでしょうか。</p> <p>ご教示願います。</p>	<p>開発審査室より</p> <p>土地にいつ何を建築するかは土地所有者等の判断であるため、マンションの建築が多い理由について、市では把握しておりません。</p> <p>マンション(共同住宅)は戸建住宅と同様に、吹田市内にある用途地域全てにおいて、高さ制限、建ぺい率及び容積率等の法令等の制限に適合する範囲の規模で、建築することが可能です。</p> <p>法令等の適合については、建築確認申請で審査していますが、現行の制度では、法令の範囲を超えて、個々の建築物の用途を制限することになるため、マンション建築の規制を行うことは困難であると考えています。</p> <p>(担当:開発審査室)</p> <p>子育て政策室より</p> <p>近年、少子高齢化や共働き家庭の増加、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、本市では、子供・若者の健やかな成長を支えるため、身近な地域の方々の協力を得ながら、子供・若者の見守り活動、安心・安全な居場所や体験活動を通じた交流の場の提供に努めることとしており、各マンション建設に伴い、居場所を用意するものではございません。</p> <p>ただ、社会状況の変化なども考慮し、また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、子供・若者にとってのニーズに応じた多様な居場所が求められていることもあり、社会の中で安全で安心して過ごせ、健全に成長し活躍することができる子供・若者が主体となった居場所の整備を進めることは重要と考えており、留守家庭児童育成室や太陽の広場なども含めて、地域等との連携も図りながら、社会資源を活用した居場所の確保を検討していきます。</p> <p>(担当:子育て政策室)</p>	開発審査室、子育て政策室	R8.2.2	R8.2.12

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	貴市職員からの電子メールの改行について	<p>貴市職員からの電子メールの表記について意見します。</p> <p>現在、貴市職員からのメールはほぼ、 ・一定文字数 ・不特定の文字数 で改行されています。</p> <p>これは受信側ではメーラーの折り返しと改行が重複し、読みづらくなります。 受信側が何文字で折り返すかは、環境によって異なります。市職員 の環境で問題がなくても、受信側では問題が起き得ます。</p> <p>メールの文字を特定の位置で改行するのは古い慣習であり、現在の ビジネスメールのマナーでは、段落区切りのみ改行し、折り返しは受信 側のメーラーに任せる運用が標準とされています。 これは PC・Webメール・スマートフォンなど、異なる閲覧環境での 可読性とアクセシビリティを確保するためです。</p> <p>生成AI(ChatGPT)に確認したところでも、 「固定文字数での改行は紙文書文化の名残であり、現代のメールでは 不適切。段落改行のみが望ましい」 との見解が示されています。</p> <p>受信者の閲覧環境に配慮したメール表記への見直しを検討してい ただければと思います。</p>	<p>この度は貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>本市が利用しているメーラーでは、送信先の古いメールサーバー等 との互換性に伴うリスク低減のため、送信時に自動的に折り返し(改 行)が挿入される仕様となっております。</p> <p>そのため、この度頂戴しました御意見につきましては、システム上、 直ちに対応できるものではございませんが、御指摘のとおり、現在の アクセシビリティの観点においては無駄な改行を入れないことが一般 的であることから、今後のシステム更新等に向けての参考とさせてい ただきます。</p> <p>何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	デジタル政 策室	R8.2.4	R8.2.12

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	C118-「市役所駐車場混雑時の案内」で前面道路を通り抜けされる車の安全誘導が必要 他。	<p>標題について、昨日、選挙の期日前投票に市役所に行きましたが、片山方面から阪急電鉄下のアンダーパスを通り、上りきる手前(14時30分頃)から既に渋滞。この件については、昨年9月12日にもC64で投稿しておりますが、総務部総務室の回答は「現在も車列の最後尾に警備員が待機し、駐車場出入口正面の警備員と連携を取りながら、通り抜けを行う際に対向車が来ることをないよう対応しております。」</p> <p>・この時の投稿は、対応が出来ていなかった事により、投稿をしたものです。回答は、事実の記載を願います。</p> <p>1)市役所の前面道路を通り抜けされる車の安全誘導されるガードマンが今回も不在。⇒期日前投票日の2月6日、7日にはガードマンの配置をされて、安全誘導が必要。</p> <p>・昨日の交通渋滞は、選挙の期日前投票が事前に把握されていることから、事前にガードマンの増員・配置の対応は可能。</p> <p>⇒添付画像。C118。市役所入口の車の混雑状況(4枚組)。</p> <p>2)昨日、ガードマンは精算機の周辺に3人。私は駐車場に入って右側の駐車場に。⇒空きスペースが7台ありました。⇒ガードマンが増員・適正配置をされていたら渋滞時間が短縮できたと思います。</p> <p>3)ガードマンの昼食・昼休憩・トイレ時の人員減は、どのような対応を考えておられるのでしょうか。昨日のガードマンの配置人数を教えてください。</p> <p>4)市HPの最新情報で「市役所駐車場案内・混雑状況等」を毎日、掲出されていますが、⇒【要望】:タイトルの末尾に(本日〇時〇分現在、“空車” or “満車”)を追記されると。タイトルをタップしなくても分かります。</p> <p>5)市役所駐車料金について、「市役所開庁日1時間を超える30分までごとに250円。土曜日は、30分までごとに250円。」…ですが、昨日の期日前投票受付で「所要時間は“50分ほど”」の説明でしたが、有料になられる方には、どのように対応されるのでしょうか？。</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市役所駐車場の前面道路渋滞時における交通誘導については、車列の最後尾に警備員が待機し、通り抜けを行う際に対向車が来ることをないよう対応しておりますが、配置の都合上、人員交代を行うことがございます。その際には、反対側の車列最後尾ならびに駐車場入口正面に配置の警備員が連携し、反対車線を使用しての通り抜けが無いように交通誘導を行っております。</p> <p>駐車場の誘導方法については、入庫車と出庫車の動線が重ならないよう安全に配慮し、なおかつ場内の混雑状況をふまえ、出庫車を優先して誘導する場合がございます。</p> <p>続いて警備員の配置体制については、駐車場班4名と合わせ、混雑時には施設警備班からの応援も含めた合計5名の配置(うち駐車場入口付近に3名、各車列最後尾にそれぞれ1名)を行っております。警備員の昼食・休憩時においては、状況に合わせて施設警備班からの応援を増員するなど柔軟に対応しております。</p> <p>また、ホームページの最新情報欄における「市役所駐車場案内・混雑状況等」リンクテキストについては、公共交通機関の利用や来庁せずに行うことができる手続きの利用を呼びかけるため、現行の記載とさせていただきます。</p> <p>最後に、市役所本庁舎に期日前投票で来庁された際の駐車料金については、行政窓口をご利用の際と同じく、駐車時間分の無料対応を行っております。</p>	総務室	R8.2.6	R8.2.12

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	C117-「人間国宝に浪曲語り・〇〇さんが認定」に伴い、吹田市長賞の贈呈。市HPへ掲出で市民への紹介が必要。	<p>1) 標題について、吹田市の芸名が〇〇さんが、令和6年12月2日付けで、重要無形文化財(人間国宝)に認定されました。⇒市HPに掲出されていません。</p> <p>・栄誉ある人間国宝に認定されており、また浪曲師を人間国宝に認定されるのは初めてでも有ることから、吹田市民に紹介が必要。 ⇒添付画像。C117。人間国宝に 浪曲語り・〇〇さん - 日本経済新聞</p> <p>⇒添付画像。C117。人間国宝に 浪曲語り・〇〇さん - 産経新聞 ⇒添付画像。C117。〇〇さん人間国宝に。認定書</p> <p>※〇〇さん記者会見「浪曲は自分で演じて自分で歌うという和製ミュージカルで、歌の部分は浪曲では節と言いますが、節を語って、一人で物語を演じる。その面白さ。自分でできたらこんなに面白い芸はないと思います。」「(伴奏の)三味線に合わせたり、ギターでやったり、ギターと三味線でやったり、二挺の三味線でやったりと、いろんなパターンのできるの、若い子がやるには十分、楽しいと思います。」</p> <p>2) 吹田市長賞贈呈要領に基づき、“吹田市長賞”の贈呈が必要と思います。</p> <p>※吹田市長賞贈呈要領「(目的)第1条:本市市民又は本市に縁のある者で、学術、文化、芸術、スポーツ等の分野において特に優秀な功績を挙げることにより本市の名声を高めたものに対し、吹田市長賞(以下「市長賞」という。)を贈呈し、その栄誉を称えるものとする。」…の記載があります。</p> <p>※文化を大切に維持・練磨・向上。伝承がされていることが、吹田市の文化度のバロメーターと思います。</p> <p>・「第2次吹田市文化振興基本計画」の計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間として取り組まれており、伝統芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能)に浪曲が記載されており、吹田市において“浪曲”のイベントも多く催されており、“浪曲”のファンの方がおられると思います。</p> <p>3) “文化功労者表彰”について、吹田市の例規集に項目がありませんが、何に基づき表彰をされているのでしょうか?。また表彰者のお名前は、吹田市長さまですか?。それとも部長名なののでしょうか?。</p> <p>・毎年、文化の日に合わせて吹田市内で活躍されている方々が“吹田市文化功労者表彰”を受賞されています。 ⇒添付画像。C117。令和7年吹田市文化功労者表彰式典(41名と2団体)</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長および秘書課長様に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1、2について 本市では吹田市長賞を贈呈した場合、HPで紹介をしております。 なお、本件については、吹田市長賞の贈呈基準となる「吹田市長賞贈呈要領」第2条(1)から(3)に照らし、市長賞を贈呈しておりません。 (担当:文化スポーツ推進室、秘書課)</p> <p>3について 文化功労者表彰は、本市の文化施策の推進に貢献し、その功績が特に顕著であると認められる方を内部の基準に基づき表彰しているもので、表彰者は吹田市長となります。 (担当:文化スポーツ推進室)</p>	文化スポーツ推進室、秘書課	R8.2.3	R8.2.13

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	中学校の制服代について	<p>校区の中学校の制服は、注文時に代金が知らされません。着払いで受け取る際に初めて金額が分かり、その場で支払う仕組みになっています。学校指定の制服しか選択肢がない中で、事前に金額が分からないのは不安です。あらかじめ代金を明示していただきたいと思えます。</p> <p>また、給食費など子育て支援の施策を進めていただいていることには感謝していますが、物価高が続く中で制服代も家計の大きな負担となっています。高額な制服代についても目を向けていただき、より安価な選択肢の検討をお願いしたいです。</p>	<p>まず、制服の注文時における金額の提示についてですが、本市立中学校においては、制服販売業者等より事前に配付される案内文書や採寸時の申込書等を通じて、価格の目安が分かるよう案内がなされているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のように事前に金額が十分把握できない状況がある場合は、業者もしくは進学予定の学校へご相談いただくことで、具体的な確認が可能になるものと考えております。</p> <p>また、いただいた「安価な選択肢の検討」というご要望についても、まずは学校へ直接お届けいただくことで、学校側も次年度以降の検討材料として、より具体的に議論を深めることが可能となります。</p> <p>教育委員会といたしましては、各学校が保護者の皆様の声に真摯に耳を傾け、無理のない範囲で柔軟な対応や工夫が行われるよう、引き続き各校の状況を注視してまいります。</p> <p>このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。何卒よろしく願いいたします。</p>	学校教育室	R8.2.9	R8.2.13
15	C119-市HPの「ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック大会に出場する吹田市ゆかりの選手を応援しよう！」への要望。	<p>標題について、2月2日に市HPに掲出されています。6日の開催から、TVやネットでは報道が始まり、木村葵来が金メダル、木俣椋真が銀メダルを獲得の報道も。</p> <p>1)吹田市ゆかりの4人の選手を応援するために、市HPに出場競技(モーグル・カーリング)の試合日程・時間など(出来れば、TVの放送日程も)の掲載をお願いいたします。 ⇒添付画像。C119-冬季五輪。全日程 ⇒添付画像。C119-冬季五輪。試合日時2月8日。選手名。放送日時</p> <p>2)すいたんが中尾春香さんのものまねで応援の画像がネットで有りましたので、市HPにリンクの貼り付けで、応援をお願いいたします。 ⇒添付画像。C119-すいたんが中尾春香さんを応援 X</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)2)ご意見ありがとうございます。応援の機運を高めるため必要に応じてHPを適宜更新してまいります。</p>	文化スポーツ推進室	R8.2.9	R8.2.13

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	すこやか親子室から送られた郵便物について	すこやか親子室から届いた郵便物の名前(姓)が間違っていました。読みかたは同じですが、漢字で書くと全く違います。気持ち悪いので送り返し、次の日の10時半位に受け取り完了となっているのに、一切連絡がなく15時頃に電話すると受け取ったのは14時ぐらいでその後対応を検討していたと言われました。電話に出た女性は名前だけ名乗り、今回の件を伝えて行くと涙声になり、突然上司が出てきて、ただ謝るだけでした。私が担当者の処分を求めたら、今回の体制(組織)の中で問題があり、改善すると言われました。まず、確認しないのですか？全然納得していません。まず、10時半に到着の郵便物が14時まで渡されないのか？次に、まず内容把握したら先に一報連絡しないのでしょうか？そして名前名乗る前に役職や担当を伝えないのでしょうか？こちらが電話掛けて電話代掛かるのに折り返しという文言が一切言えないのでしょうか？非は市側にあるのに。上司に確認の話を聞いた時、上司の決裁を通過していると言われました。このことから確認はされていないのだと思い、担当者で決裁をした上司の処分を求めましたら人事部しか処分できないと言われました。吹田市に20年以上住んでいて名前を間違えて送られてきて大変ショックを受けました。他の部署でもこのようなあるかとも思い、不安・不満・不信しかありません。そして大変腹が立っています。直接電話しましたが、今後の改善します云々の話ばかりで改善は当然のことではありますが、今回問題を発生させた担当者や決裁した上司が処分されないのはおかしくありませんか？処分を求めます。そして今後今回の仕事に携わらないでください(出口町の組織から追い出してください。決裁した上司等も。)。確認もろくにしない人に個人情報に触ってほしくありません。郵送もただではないですよ。原資は税金ですよ。誰に送ったのか知りませんがちゃんと市に弁済してください。今回の件についてすこやか親子室と人事部に伝えてください。未来の改善の前に、今回の件の処分が先です。絶対に許しません！！！！	この度は、誤ったあて名で書類をお送りしたことにより、多大な御迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。 また、謝罪の御連絡が遅くなりましたこと、重ねてお詫び申し上げます。 今回、〇〇様からの郵便の到着と御連絡までの経緯につきましては、すこやか親子室を含む総合福祉会館内に執務室がある所管への郵便物は、総合福祉会館に集約した形で届けられ、館内の各部署に振分けられる仕組みとなっております。当室に届けられた郵便物は、同様に、担当ごとに振分けた後、各担当者が内容を確認することになっております。そのため、総合福祉会館に到達した時刻と担当者が内容を確認しお電話の時刻に差が生じ、〇〇様をお待たせしたものです。 また、お電話の際には、全庁的に所属名及び名前を申し上げる対応を行うこととしていますが、折返しの御連絡について、冒頭に御案内すべきでした。 本事案を受けまして、お電話等の際には、市民の方の御心配を鑑み、た対応に努めること、また、確実な事務の執行について認識を徹底することを、当室職員に指導を行いました。職員の処分や担当替えにつきましては、市としての判断となりますので、貴重な御意見として承らせていただきます。 今後は、二度とこのような事態を起こさないよう、再発防止を徹底してまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	すこやか親子室	R8.2.5	R8.2.18
17	C121-「ガンバ大阪『北摂・北河内小中高生応援デー・無料(2月28日)』」について市民に周知が必要。	1) 標題について、豊中市は2月6日にHPにて周知されています。予約開始日が、2月7日からであり、既に1週間になります。試合は、対清水エスパルス戦で、パナソニックスタジアム吹田で行われます。 ・ガンバ大阪の本拠地は、吹田市とっております。吹田市には、ガンバ大阪から標題について既に情報提供があったものと考えますと、何故、市民に周知がされないのでしょうか。速やかにされたほうが良いと思います。 ⇒添付画像。C121-ガンバ大阪『北摂・北河内小中高生応援デー』豊中市 ※市議会の文教市民常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表していません。	ガンバ大阪の応援デーにつきましては、都度HP等で周知しておりますが今後は出来るだけ早い周知に努めてまいります。	文化スポーツ推進室	R8.2.13	R8.2.18
18	衆議院選挙掲示板について	藤白台2丁目9-1ゆらら藤白台ロータリー付近の選挙掲示板につきまして、車から歩行者が視認しづらくなる位置に設置されています。今一度適切な位置であるか確認していただきたいです。	選挙掲示板の設置にあたりましては、選挙人の方々の目につきやすいところ及び通行量の多いところ、ならびに設置の適否(設置により通行への影響がないかなど)を総合的に勘案し、選定いたしております。 今後も頂いた御意見等も参考にしながら、選挙掲示板の設置をいたしてまいりますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。	選挙管理委員会事務局	R8.2.5	R8.2.19

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>・吹田市は、行政処分に該当しない場合であっても、本人の希望があれば、家族と物理的・継続的に隔離されるような支援を行うことがありますか。</p> <p>そのような支援を行う場合、どの法令または制度に基づいて実施していますか。</p> <p>-----</p> <p>これに対する市の回答は、要約すると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市は、行政処分に該当しない場合であっても、本人の希望があれば、家族と物理的・継続的に隔離されるような支援を行うことがある ・それは高齢者虐待防止法第6条に基づく行政指導であるという趣旨であると理解しました。 <p>行政指導とは、一般に以下のように説明されています。 (総務省FAQ) > 役所が、特定の人や事業者などに対して、ある行為を行うように(又は行わないように)具体的に求める行為(指導、勧告、助言など) > 特定の人や事業者の権利や義務に直接具体的な影響を及ぼすことはありません</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/faq.html#Q12</p> <p>ここで疑問があります。 「家族と物理的・継続的に隔離されるような支援」は、実質的に権利制限を伴うものであり、強制性を有する行為と解されます。このような行為は、一般的な理解では行政指導には該当せず、行政処分に該当する可能性があります。</p> <p>【質問1】</p>	<p>以上、よろしくお願いいたします。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>「家族と物理的・継続的に隔離されるような支援」を行政指導として実施することの法的根拠について、行政上の適法性を具体的にお示しください。</p> <p>=====</p> <p>■本人の意思の確認について</p> <p>=====</p> <p>併せて、私は以下の質問も行いました。</p> <p>-----</p> <p>・「本人が会いたくないと言っている」ことを理由に、家族と高齢者を隔離することはありますか。 であれば、その意思確認の方法について、家族に対してどのような形で説明・立証を行っていますか。 書面、記録、録音・録画等、客観的に確認可能な手段は用いられていますか。</p> <p>-----</p> <p>これに対する回答は、 > 高齢者本人が御家族との面会を希望されない場合には、面会を実施することはありません。高齢者の意思確認については、市職員等が定期的に複数名で聞き取りを行い書面に記録しております。 > 行政処分に該当しない場合には、書面による通知は行わず、御家族に対し口頭で説明を行います。 > 録音・録画等、第三者に示す客観的に確認可能な手段を用いる場合は、高齢者の同意が必要になります。 というものでした。</p> <p>しかし、「家族に対してどのような形で本人の意思を立証しているのか」という点については、具体的な回答がなされていません。</p> <p>【質問2】 高齢者の意思確認について、家族に対してどのような方法・資料により立証を行っているのか、具体的にご回答ください。</p> <p>=====</p> <p>■電話による問い合わせについて</p> <p>=====</p> <p>> 今後御質問いただく際には、御質問の意図を正しく捉えて回答させていただくため、市民の声またはメールにていただくと幸いです。</p> <p>との記載がありますが、これまで市民の声による問い合わせに対して、質問の核心に十分答える回答をいただけておりません。 文書での質問内容が正しく捉えられていない状況において、「御質問の意図を正しく捉えて回答するため」という理由で文書での質問を求められるのは、合理的ではありません。 文書による回答を求めらるのであれば、まず文書での質問内容を正確に捉えた上で、具体的な回答をお願いいたします。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	図書館の自動貸出機の「閉じる」ボタンについて	<p>「市民の声」2022年3月分の40で、図書館の自動貸出機で貸し出しが終わった後に「閉じる」ボタンが表示されますが、これは画面をタッチする手間が増えるので不要ではないかと問い合わせました。その回答は「自動貸出機の仕様のため、変更は難しい」でした。</p> <p>ところが最近、レシートを印刷する前に「レシートを印刷しますか？ はい/いいえ」という分岐が挿入されました。以前はこの分岐はなく、強制的にレシートが印刷されていました。</p> <p>この分岐が挿入できるのに「閉じる」ボタンがなくせない理由をご説明ください。</p>	<p>このたびの機器更新にあたり、貸出レシートの有無を選択できる新しい自動貸出機を導入いたしました。自動貸出機の「閉じる」ボタンの仕様につきましては、利用者自身で手続きを完了したことを確認していただくための画面となり、今回の更新についても仕様の変更はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	中央図書館	R8.2.9	R8.2.20
22	C110-2。「トークと朗読劇(「輪島。『あけましておめでとう』が消えた日)」を観ての提言。	<p>標題について、1月18日に投稿。2月6日に回答を頂きましたが、メイシアターからの回答が有りませんでした。</p> <p>【投稿-1/18】:朗読劇が1月13日、14日に行われましたが、市HPのイベントカレンダーならびにメイシアターのイベントカレンダーには、記載が有りませんでした。</p> <p>【回答-危機管理室】:メイシアターへ掲載依頼していなかったため、当該カレンダーに掲載されておりませんでした。ホームページ、市報等、複数の媒体で周知していることも踏まえ、十分な周知は図っております。</p> <p>1)“市民の声”の担当部署である、市民総務室はメイシアターに対して、投稿に対する回答を要請をすべきと思います。</p> <p>2)メイシアターのイベントカレンダーに標題のタイトルが記載されていなかったのは何故ですか。中ホールの予約もされており、予約時のタイトルは『トークと朗読劇-「輪島」』と考えると、イベントである事は、当然理解をされている筈。加えて、1階のデジタルサイネージには、タイトルが表示されており、確認が必要な事項。⇒素朴な疑問です。</p> <p>⇒添付画像。C110-2。「トークと朗読劇のお知らせ」。メイシアターのイベントカレンダーに無し</p> <p>⇒添付画像。C110-2。トークと朗読劇-「輪島」。のサイト画像。※削除前</p> <p>⇒添付画像。C110-2。朗読劇・輪島。メイシアター-本日の催し。デジタルサイネージに表記有り</p> <p>3)広報課の回答に「メイシアターのイベントカレンダーへの不記載について」の見解が有りませんでした。外部のサイトであることから、平時は確認が無用ですが、今回は市民の声に投稿していることから、市民への広報の主管部署である事から、メイシアターへの指導はされたのでしょうか。</p>	<p>1について メイシアターから危機管理室に対して、イベントカレンダーに掲載するための手続きについて案内がありました。掲載するかどうかの判断はメイシアターが行うものでなく、利用者が行うものなので、メイシアターから回答をするものではありません。 (担当:危機管理室)</p> <p>2について メイシアターへ掲載依頼しなかったため、当該カレンダーに掲載されておりませんでした。 (担当:危機管理室)</p> <p>3について メイシアターのイベントカレンダーへの記載については、各所管で判断の上で行っていることからメイシアターへの指導は行っておりません。 (担当:広報課)</p> <p>4-1について ホームページの公開期間(11月25日~1月15日)での閲覧数は5,231件です。 (担当:危機管理室)</p> <p>4-2について 市報の閲覧状況について、令和4年度実施の市民意識調査結果より、毎号読んでいる43.4%、たまに読んでいる36.1%、あまり読んでいない8.2%、まったく読んでいない9.4%、無回答2.9%となっております。 (担当:広報課)</p>	危機管理室、広報課	R8.2.12	R8.2.24

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>4)危機管理室の回答に「ホームページ、市報等、複数の媒体で周知していることも踏まえ、十分な周知は図っております。」の記載がありますが、教えて下さい。</p> <p>・4-1[市HP]: 標題についてのHP閲覧数を教えて下さい。・4-2[市報]: 市報の閲覧状況(成人の閲覧人数率 or 閲覧世帯率)を教えて下さい。⇒※駅前で20人余りに、市報の閲覧状況の聞き取り結果。殆どの方が“パラパラと見るだけ”、“スマホでHPを見るので全く見ません…4人”でした。</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				
23	防災無線に関して	<p>いつもお世話になっております。さっそくですが吹田市の防災無線に関して、意見させていただきます。</p> <p>現在JR吹田駅近くに住んでおりますが、防災無線の音、案内の音が窓を開けてもぼんやりとしか聞こえません。設置場所を確認しましたが、市役所、中の島公園、内本町コミュニティセンターなど近くにあるものの聞こえない、何を伝えているのかわからない実情です。</p> <p>地震、洪水、ミサイルなど「非常時」の連絡がこの現状ですと、誰も気付かないのではないかと危惧しております。</p> <p>警報が動作確認でこの音量になっているのならすみません。騒音等いろいろ言われてしまうと思いますが、非常時には聞こえず不安な思いをするより、うるさいくらい聞こえるほうが安心かなと思っております。</p> <p>ご多忙の中申し訳ありません。ご確認、ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>現在、防災行政無線屋外スピーカーの音量は最大音量で鳴動するように設定しておりますが、防災行政無線屋外スピーカーの可聴域は数百メートル程度であり、気象条件によっても変化するものであること、また、様々な生活音がある都市部において屋外での音声伝達を鮮明に行うことは困難であることから、実災害時においては、より広域に災害の危険性を周知することを目的としてサイレン放送を行う運用も検討しております。</p> <p>また、防災行政無線にて放送された内容が聞き取れない場合は、防災行政無線自動応答システム(050-3138-4211)に通話することで放送内容を確認できます。</p> <p>なお、防災行政無線によりお伝えする内容は、基本的にエリアメール・緊急速報メールによりお持ちの携帯電話に緊急情報として通知されるほか、吹田市としても、HP、市の公式SNS、テレビのdボタン、災害情報自動配信サービス、Yahoo!防災速報等の様々な媒体を用いた情報伝達手段の多重化を図っています。</p>	危機管理室	R8.2.6	R8.2.25
24	C123-市HP「市民の声に投稿時の丸付き数字①②の禁止について」疑問	<p>標題の「市民の声に投稿時の丸付き数字①②の禁止について」、市民の声の公表サイトの内容で、①②が表記されているものが有ります。</p> <p>1)添付画像の公表サイトのような状況であり、①②の使用が可能であれば、投稿時の分類記述の利便性が高まりますので、制約条件から外して頂くように、再考願います。</p> <p>⇒添付画像。C123-「市民の声」に投稿時、丸付き数字の禁止①② ⇒添付画像。C123-「市民の声」の公表サイト。①②の表示が可能?</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>丸付き数字等の機種依存文字につきましては、利用するパソコンやスマートフォン等の環境により、文字化けが発生する場合や全く表示できなくなる場合があるため、使用を御遠慮いただいております。</p> <p>市民のみなさまからいただいた御意見やお問い合わせを正しく把握するため、今後につきましても使用制限を外すことは難しいと考えております。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	市民総務室	R8.2.16	R8.2.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	江坂にサウナを誘致してください！	後藤市長へ サラリーマンや多拠点から単身者が多く集う江坂にサウナを作ってください！ 日々の仕事やストレスを癒すサウナはこの江坂にはぴったりかと思えます。 江坂在住ですが、サウナの為に上新庄まで自転車で行ってます、、是非アクセスがよく飲食店の多い、活気のある江坂にサウナをお願いいたします！	民間事業者等が運営を行う施設や店舗の出店につきましては、当該事業者等が判断の上、決定されております。いただいた御意見は、今後の地域経済振興の参考にさせていただきます。 以上、御理解の程よろしくお願いたします。	地域経済振興室	R8.2.24	R8.2.26
26	C122-市HP「吹田市民病院第4期中期目標(案)に対する意見募集結果について」提言	標題について、市HPに昨年11月26日に掲載されていますが、箕面市が市民病院の建替え・移転計画を昨年4月1日に箕面市報で公表されています(計画年は、令和10年)。これに伴い吹田市岸部北1丁目の“協和会病院(許可病床数、301床)”が箕面市民病院と統合、廃院となります。 1)“協和会病院”が箕面市民病院と統合、廃院になる事に伴い、吹田市民への影響(二次救急指定病院、身体障害者手帳申請認定病院他)が有るものと考えますが、標題について吹田市民病院第4期中期目標に検討・反映されている取組内容は有るのでしょうか。高齢化に伴う、吹田市民の救急体制および入院加療の受け入れ体制の検討は、必要と考えます。 ⇒添付画像。C122-箕面市民病院の建替え・移転計画。リーフレット。PDF ⇒添付画像。C122-協和会病院移転・統合の案内HP 2)標題について、市HPに昨年11月26日に掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒市民への周知が出来ているとは、思えません。 ⇒添付画像。C122-吹田市民病院第4期中期目標(案)に対する意見募集結果。新着に無し ※市議会の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 第4期中期目標におきまして、二次救急医療機関としての救急患者の受け入れ体制の強化を求めるとともに、市立病院として地域に必要な医療を切れ目なく提供する責務を明記し、同病院に指示しております。 2)について 市民の皆様への周知につきましては、市ホームページへの掲載をもちまして実施しております。引き続き、適切に情報の発信を実施してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。	健康まちづくり室	R8.2.16	R8.2.27
27	お米券の代わりに商品券(抽選)の配布に関して	国からの物価対策、支援で吹田市はなぜ、商品券(抽選)を選んだのか、教えてください。税金を納付しているのは、全市民です。子育て世代だけでなく、シニアや単身世帯、低所得者も支援を求めています。商品券の抽選方式はあきらかに不公平です。豊中市などは全世帯に4400円のお米券を配布しています。不公平制の有る配布は必ず市民の反対があると思います。世間では、日本人ファースト、住民ファーストなど言っていますが、まず、市民のことを考えて、公平な配布をお願いします。商品券の抽選方式は明らかに不公平です。	本事業については、物価高騰の影響を受ける市民生活の消費の下支えを通じた地域経済の活性化を目的に、これまで市民や事業者から要望が多く寄せられていたことから、実施するに至ったものでございます。 なお、抽選については、より多くの市民に機会均等になるよう検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の地域経済振興の参考にいたします。 以上、ご理解の程よろしくお願いたします。	地域経済振興室	R8.2.24	R8.2.27